八　特例認定相続承継会社が商号の変更をした場合、本店の所在地を変更した場合、合併により消滅した場合又は株式交換若しくは株式移転により他の会社の法第七十条の七の六第十三項第三号に規定する株式交換完全子会社等となった場合又は解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。）をした場合には、その旨

九　その他参考となるべき事項

13　法第七十条の七の八第五項第三号に規定する財務省令で定める要件は、施行令第四十条の八の八第七項において準用する施行令第四十条の八の二第十項第一号及び第二号に掲げる要件を満たしていること並びに法第七十条の七の八第一項の相続税の申告書の提出期限までに同項の規定の適用を受けようとする特例経営相続承継受贈者に係る特例認定相続承継会社が同項の特例贈与者の死亡に係る円滑化省令第十三条第四項又は第五項において準用する同条第一項の確認を受けていることとする。

14　法第七十条の七の八第五項第三号に規定する財務省令で定めるところにより証する書類は、次に掲げるものとする。

一　法第七十条の七の八第一項の規定の適用に係る相続の開始の時における特例認定相続承継会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあつては、当該事項を記載した書面を含む。）

二　前号の相続の開始の時における特例認定相続承継会社の株主名簿の写しその他の書類で当該特例認定相続承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該特例認定相続承継会社の株式又は出資に係る議決権の数が確認できるもの（当該特例認定相続承継会社が証明したものに限る。）

三　円滑化省令第十三条第四項又は第五項において準用する同条第二項の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第六項の確認書の写し

四　その他参考となるべき書類

15　第二十三条の十二の三第十五項及び第十六項の規定は、施行令第四十条の八の八第十五項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十三条の十二の三第十五項第五号中「第十二条第二十項、第二十三項、第二十五項又は第二十七項」とあるのは「第十二条第十九項、第二十二項、第二十四項又は第二十六項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。

16　第二十三条の十二の三第十七項の規定は、施行令第四十条の八の八第十五項第五号に規定する財務省令で定める事項について準用する。

17　第二十三条の九第二十六項の規定は、法第七十条の七の八第十項において準用する法第七十条の七の二第十四項第二号の規定により読み替えて適用する国税通則法第五十条第二号に規定する財務省令で定める要件について準用する。

18　第二十三条の九第三十二項及び第三十三項並びに第二十三条の十第二十五項から第二十九項までの規定は、法第七十条の七の八第十一項において準用する法第七十条の七の二第十六項から第二十一項までの規定の適用がある場合について準用する。

19　第二十三条の九第三十五項から第三十八項まで及び第二十三条の十第十項の規定は、法第七十条の七の八第十二項において準用する法第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定の適用がある場合について準用する。この場合において、第二十三条の九第三十六項第二号中「いずれの者」とあるのは「いずれの者（施行令第四十条の八の六第一項第二号イからハまでに掲げる者を除く。）」と読み替えるものとする。

20　第二十三条の九第三十九項から第四十三項まで及び第二十三条の十第四十項から第四十八項までの規定は、法第七十条の七の八第十四項において準用する法第七十条の七の二第三十一項から第三十九項までの規定の適用がある場合について準用する。

21　第二十三条の九第五十項及び第五十一項の規定は、法第七十条の七の八第十五項において準用する法第七十条の七の二第四十項及び法第七十条の七の八第十六項において準用する法第七十条の七の二第四十一項に規定する財務省令で定める事項について準用する。

22　第二十三条の十二の三第二十項から第二十九項までの規定は、法第七十条の七の八第十七項において準用する法第七十条の七の六第十三項から第二十項までの規定の適用がある場合について準用する。

第三十条の二第一項第二号中「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に改め、同条第二項中「第三項第二号イ」を「第四項第二号イ」に改め、同条第四項中「第百十四条第二項」を「第百二十八条第二項」に、「認定創業支援等事業計画」を「認定創業支援事業計画」に、「第百十三条第一項又は第百十四条第一項」を「第百二十七条第一項又は第百二十八条第一項」に、「第二条第二十五項」を「第二条第二十六項」に、「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に改め、同条第六項中「第八十条第四項の」を「第八十条第五項の」に改め、同項第一号中「第八十条第四項第一号」を「第八十条第五項第一号」に改め、同号イ及びロ中「第八十条第四項」を「第五項」に改め、同項第二号中「第八十条第四項第二号」を「第八十条第五項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第八十条第三項」を「第八十条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第八十条第三項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての主務大臣の証明書で、当該登記を受ける事項が同項の規定に該当すること及び当該事項が記載された同項の認定経営力向上計画に係る認定の日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一条の四の次に次の一条を加える。

（低未利用土地権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減を受けるための手続）

第三十一条の四の二　法第八十三条の二の規定の適用を受けようとする者が、申請により登記を受けようとする場合には、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、当該登記に係る土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得が同条に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づくものであること並びに当該低未利用土地権利設定等促進計画に係る都市再生特別措置法第百九条の八の規定による公告があつた日及び当該取得の日の記載があるものを添付しなければならない。

2　法第八十三条の二の規定の適用を受けようとする者が、市町村長の嘱託により登記を受けようとする場合には、市町村長に対する登記の嘱託の請求書に同条の規定の適用を受けようとする旨を記載し、当該登記の嘱託書に前項の市町村長の証明書を添付して当該登記の嘱託をすべき旨の請求をしなければならない。

第三十一条の五第一項中「第八十三条の二第一項の」を「第八十三条の二の二第一項の」に、「第八十三条の二第一項第一号」を「第八十三条の二の二第一項第一号」に改め、同条第二項中「第八十三条の二第二項」を「第八十三条の二の二第二項」に改め、同項第三項中「第八十三条の二第三項の規定の」を「第八十三条の二の二第三項の規定の」に改め、同項第一号中「第八十三条の二第三項の」を「第八十三条の二の二第三項の」に、「第八十三条の二第三項第一号イ」を「第八十三条の二の二第三項第一号イ」に改め、同項第二号中「第八十三条の二の二第三項」を「第八十三条の二第三項」に改める。

第三十一条の七の次に次の一条を加える。

（特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記の免税を受けるための手続）

第三十一条の七の二　法第八十四条の二の二の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、当該登記に係る土地の所有権の取得をした者が同条に規定する特定連絡道路工事施行者であること、当該土地の所有権の取得が同条に規定する特定連絡道路の用に供するために行われたものであること及び当該取得の日の記載があるものを添付しなければならない。